二　国内において特定課税仕入れを行つた場合　当該特定課税仕入れを行つた日

第三十条第二項中「課税仕入れに係る消費税額」の下に「、特定課税仕入れに係る消費税額」を加え、同項第一号中「行つた課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同号イ及びロ中「要する課税仕入れ」の下に「、特定課税仕入れ」を加え、同条第四項中「課税仕入れ及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加え、同条第六項中「、第一項」の下に「に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項」を、「行つた資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を加え、同条第七項中「である場合」の下に「、特定課税仕入れに係るものである場合」を、「ない課税仕入れ」の下に「、特定課税仕入れ」を加え、同条第八項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　課税仕入れ等の税額が特定課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ　特定課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ　特定課税仕入れを行つた年月日

ハ　特定課税仕入れの内容

ニ　第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額

ホ　特定課税仕入れに係るものである旨

第三十二条第一項中「行つた課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を、「この項において同じ。」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る課税仕入れに係る支払対価の額（同条第一項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）」を、「又は当該課税仕入れに係る支払対価の額」の下に「若しくは当該特定課税仕入れに係る支払対価の額」を加え、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、同項第一号中「当該」の下に「課税仕入れに係る」を、「算出した金額」の下に「及び当該特定課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額」を加え、同条第三項中「課税仕入れ」の下に「又は特定課税仕入れ」を加え、同条第七項中「課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加える。

第三十三条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に改め、「当該課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を、「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「又は」を「若しくは特定課税仕入れに係る消費税額又は」に改める。

第三十四条第一項中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同項第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十五条中「課税仕入れを」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを」に、「課税仕入れ又は」を「課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は」に改め、「当該課税仕入れの日」の下に「若しくは当該特定課税仕入れの日」を加え、同条第一号中「課税仕入れの日」の下に「若しくは特定課税仕入れの日」を加える。

第三十七条第一項中「当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）」を「次に掲げる金額の合計額」に、「当該金額」を「当該金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうちに課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二　当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

第三十八条第一項中「次条」を「第三十九条」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除）

第三十八条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた特定課税仕入れにつき、値引き又は割戻しを受けたことにより、当該特定課税仕入れに係る支払対価の額（第二十八条第二項に規定する支払対価の額をいう。）の全部若しくは一部の返還又は当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「特定課税仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2　前項の規定は、事業者が当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3　相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行つた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4　前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた特定課税仕入れにつき当該特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について準用する。

5　前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第四十三条第一項中「中間申告対象期間に係る」を「中間申告対象期間における課税資産の譲渡等に係る」に改め、「の合計額」の下に「、特定課税仕入れに係る課税標準である金額（当該中間申告対象期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額」を加え、同項第一号中「当該」の下に「課税資産の譲渡等に係る」を、「合計額」の下に「及び当該特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額」を加え、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条第二項中「中間申告対象期間」の下に「における課税資産の譲渡等」を、「金額の合計額」の下に「及び特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額」を加える。